

伊丹市DV防止・被害者支援計画

～第4期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～

令和7(2025)年3月

伊丹市

ご あ い さ つ

本市では、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる人権の守られるまちである共生社会の実現に向け、人権尊重のまちづくりや男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。この共生社会の実現の妨げになる要因として、配偶者等からの暴力(DV)があります。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。



これまで、2009年6月からの「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」(第1期計画)から始まり、第2期計画及び第3期計画を策定し、関係機関と連携しながら、啓発等によるDV防止の取組や、被害者の相談、保護、自立まで切れ目のない支援に努めてまいりました。

一方で、2021年度に実施した「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、身体的暴力をはじめとした様々な暴力をとまなうDV被害があるのが現状です。

このような状況を踏まえ、伊丹市男女共同参画審議会の審議を経て策定しました、「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第4期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」では、DV防止に向けた啓発・教育の推進から始まる5つの基本方針を掲げ、啓発・教育、被害者の相談、保護、支援及び情報収集に一層取り組むことといたしました。

今後も、DVを許さない、あらゆる世代が安心して暮らせるまちを目指して、市民の皆様や関係機関等との連携を、より一層強化しながら、本計画を着実に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました伊丹市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご意見等をいただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年(2025年)3月

伊丹市長 藤原保幸

目 次

第1部 基本的な考え方

1 計画策定にあたって	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	2
(4) 計画の策定経過	3
(5) 計画の評価	3
2 現状と課題	4
(1) DVに関する現状(令和2(2020)年度市民意識調査結果より)	4
(2) 相談等の状況	8
(3) 第3期計画(令和2(2020)年度～6(2024)年度)における取組状況と課題	9
3 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」(第4期計画)の体系	10

第2部 基本方針と基本目標及び施策の展開

1 基本目標及び施策の展開

基本方針Ⅰ DV防止に向けた啓発・教育の推進

(基本目標1)市民への啓発の推進	13
(基本目標2)学校等における教育・啓発の推進	14

基本方針Ⅱ 相談・発見・通報体制の充実

(基本目標3)相談体制の整備と充実・周知	15
(基本目標4)早期発見・通報体制の充実	16

基本方針Ⅲ 迅速で安全な保護体制の充実

(基本目標5)当事者の心身の安全の確保	17
(基本目標6)当事者に関する情報の保護	18

基本方針Ⅳ 支援体制の充実

(基本目標7)生活の安定に向けた支援	19
(基本目標8)心身の回復に向けた支援	20
(基本目標9)就労に向けた支援	21
(基本目標10)同伴児童等への支援	21

基本方針Ⅴ 推進体制の強化

(基本目標11)支援に関わる人材の育成と資質の向上	23
(基本目標12)関係機関との連携推進	23
(基本目標13)民間支援団体等との連携・協働の推進	24
(基本目標14)DV防止に関する調査研究の推進	25

配偶者暴力防止法(DV 防止法)の概要【フローチャート】	26
------------------------------------	----

2 資料編

<資料①> 用語解説……………27

<資料②> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ……29

<資料③> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ……40

第1部 基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、DV被害者（以下「被害者」という。）の生命、身体及び精神に重大な危害を加える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

また、被害者は女性であることが多く、その背景には固定的な性別役割分担意識*や女性差別に根ざした構造的問題が潜んでいることがあります。DVは、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

さらには、DVは被害者の心身のみでなく、その家庭で育つ子どもの心身の成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待にも当たる行為です。

こうしたDVの被害をなくし、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

国は、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、配偶者暴力防止法）を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。以下は、「配偶者暴力防止法」に関する改正の沿革です。

年代	主な内容
平成16年改正	○身体に対する暴力に加えて、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を追加 ○保護命令の被害者の対象として、元配偶者を追加、被害者の子どもへの対象拡大 ○国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務づけ等
平成19年改正	○国の方針に即し、市町村基本計画の策定が、努力義務に位置づけ ○市町村配偶者暴力相談支援センター業務の実施 ○生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令 ○電話等を禁止する保護命令 ○被害者の親族等への接近禁止命令 等
平成25年改正	同法律の適用対象が、生活の根拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大
令和元年改正	○相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化 ○保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることを明確化
令和5年改正	○精神に対する重大な危害のおそれがある場合にも保護命令を可能にするなど保護命令の機能強化、保護命令違反時の罰則の加重等 ○被害者の自立支援のための施策を追加、国・地方公共団体・民間団体との連携・協力が国基本方針及び都道府県基本計画において必要的記載事項となる ○関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化

本市は、平成12年（2000年）に関係課からなる「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」を設置し、平成19年（2007年）には専門のDV相談員の配置を行うとともに、関係機関の連携体制づくりを強めてきました。

平成21年（2009年）6月には、被害者を早期発見し、被害者の自立を支援することを

含め、その適切な保護を図ると同時に、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解して、DVを容認しない社会の実現に向け、各般の施策を総合的・体系的に取り組んでいくため、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました（第1期計画）。

平成22年（2010年）には、伊丹市配偶者暴力相談支援センター「伊丹市DV相談室」（以下「DV相談室」という。）の業務を開始し、身近な行政主体における支援の窓口としての役割を果たしてきました。さらに、平成27年（2015年）3月には、第1期計画の改定を行い、名称を「伊丹市DV防止・被害者支援計画」と改称し（第2期計画）、令和2年（2020年）には、第3期計画を策定しました。

このたび、本市におけるこれまでのDV対策の取組や課題を検証し、県や関係団体・施設、民間団体等との連携をさらに深めながら、本市のDV対策を推進するため、第4期計画としての改定を行います。

また、従前までの「女性」であることに着目した女性支援の根拠法となっていたのが昭和31年成立の売春防止法であり、「売春を行うおそれのある女子、要保護女子」への補導処分・保護更生を目的としていました。社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化しています。配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力を受けた女性に対する支援を婦人相談員、婦人相談所等が行うことが明確化され、その他、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引被害、家庭関係破綻や生活困窮などに苦しむ女性についても、婦人保護事業の対象として運用において相談支援を実施してきたところです。女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が成立し、令和6年（2024年）4月から施行されています。

本市も最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋がりが期待されているところです。

（2）計画の位置づけ

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく、伊丹市の基本計画です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項の市町村基本計画として位置付けます。さらに、「第3期伊丹市男女共同参画計画」（令和4年（2022年）3月策定）で掲げる基本目標4「困難を抱える女性への支援」及び基本目標5「暴力など、女性に対するあらゆる人権侵害の防止」の実現を目指すための計画としても位置付け、上位計画である「伊丹市総合計画」をはじめ、市の関連する計画等との整合を図りながら、施策を推進します。なお、本計画の策定と推進は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に対応するものです。

（3）計画期間

DV防止対策、困難な問題を抱える女性への支援（以下、困難女性支援）として、実施されるべき本計画の施策内容は、男女共同参画計画に関する施策と関連性があります。そのため、本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和8（2026）年度までの2か年とし、以降は次期男女共同参画計画とDV防止・被害者支援計画を一体的に策定することにより、令和9（2027）年度以降、男女共同参画、DV防止対策及び困難女性支援の施策を総合的に進めていくこととします。

(4) 計画の策定経過

本計画は学識経験者、関係団体を代表する者で構成する伊丹市男女共同参画審議会を設置し、審議を行うとともに、パブリック・コメント手続き等により広く市民等の意見を聴いて策定しました。

(5) 計画の評価

今後、必要なDV防止対策、困難女性支援の充実を図るとともに、計画の着実な推進のため、計画の施策ごとに実施状況の点検・見直しを行い、「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」により、本計画の進捗状況について、検証・評価を行います。

◆《用語》 配偶者等からの暴力（DV） ◆

本計画における「配偶者等からの暴力」は、本計画の策定根拠である「配偶者暴力防止法」が規定する「配偶者からの暴力」（元配偶者、事実婚の相手及び元事実婚であった者からの暴力が含まれます。）のほか、同法が準用される、生活の本拠を共にする交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力、さらには、生活の本拠を共にしない交際相手及び当該交際相手であった者からの暴力を含めます。

暴力の範囲については、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めています。一般的に使用される「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありませんが、近年では、親子間や、高齢者と介護家族の間に生じる暴力と区別され、「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いため、本計画においては、読みやすさを考慮し、「配偶者等からの暴力」を、「DV」と読み替えることとしています。

【配偶者暴力防止法の「配偶者からの暴力」の定義】

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

【DVとなり得る暴力の形態の例示】

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、凶器を身体につきつける、物を投げつける等
- ・精神的暴力…大声でどなる、ののしる、脅すといった言葉の暴力、無視する等
- ・性的暴力…望まない性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要等
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じる等
- ・社会的暴力…実家や友人等本人の交友関係や、電話、行動を監視、制限する等

※ 本計画中において、DV被害者（性別等問わない）＝「被害者」、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律における困難を抱える女性＝「困難な問題を抱える女性」、被害者及び困難な問題を抱える女性＝「当事者」と記載しております。

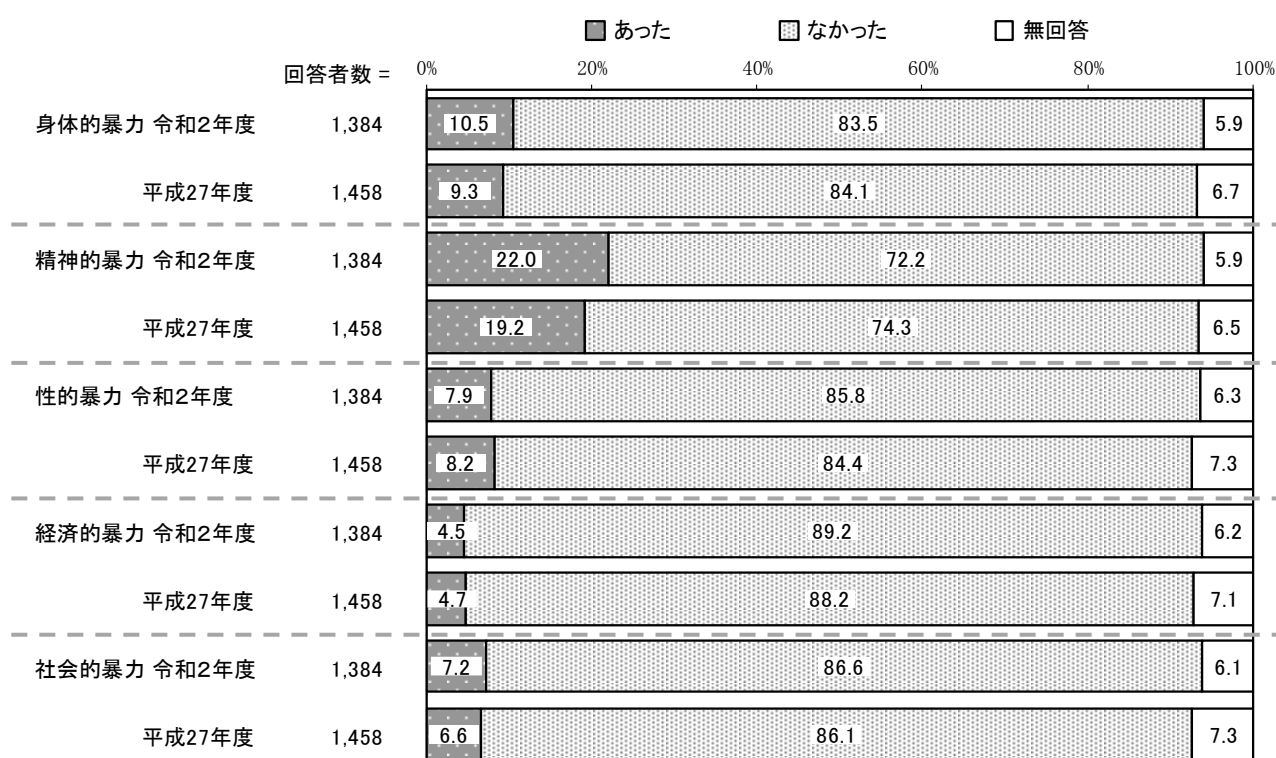
2 現状と課題

(1) DVに関する現状

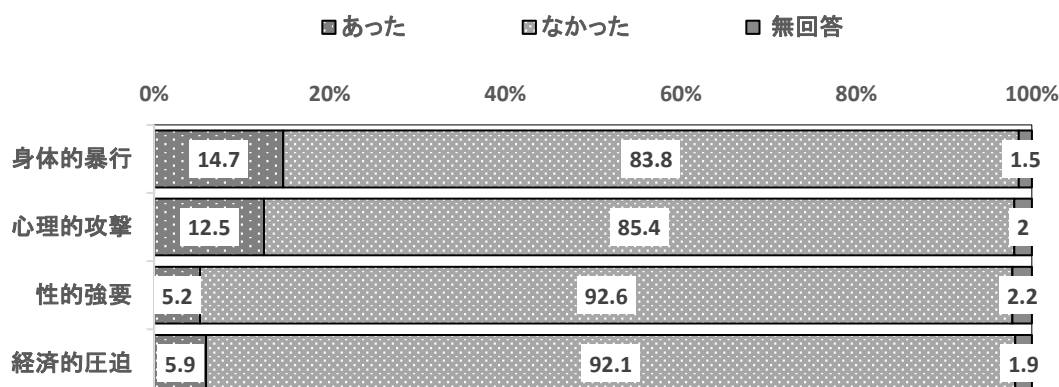
令和2（2020）年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

ア DVに関する被害経験等

伊丹市民のDV被害経験があったとされる割合については、身体的暴力では、約10人に1人（10.5%）、精神的暴力では、約5人に1人（22.0%）、性的暴力では、約12人に1人（7.9%）、経済的暴力では、約21人に1人（4.5%）、社会的暴力では、約14人に1人（7.2%）となっています。精神的暴力があったとされる割合が最も高くなっています。



【全国調査（参考）】男女間における暴力の調査（令和2年度）より配偶者からの被害経験
回答数=2,591

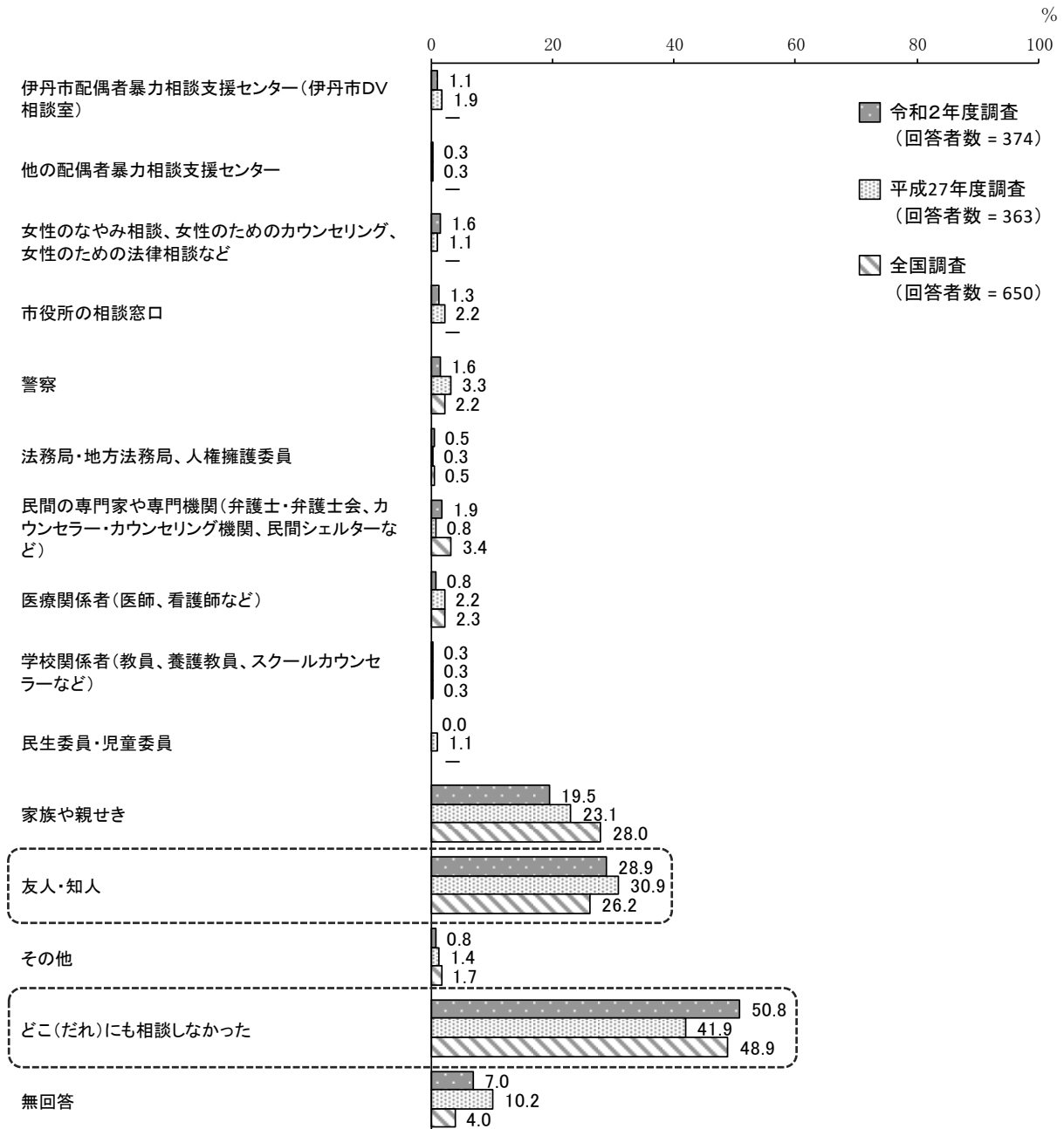


※全国調査の「心理的攻撃」は上記の表の「精神的暴力」と「社会的暴力」に相当します。

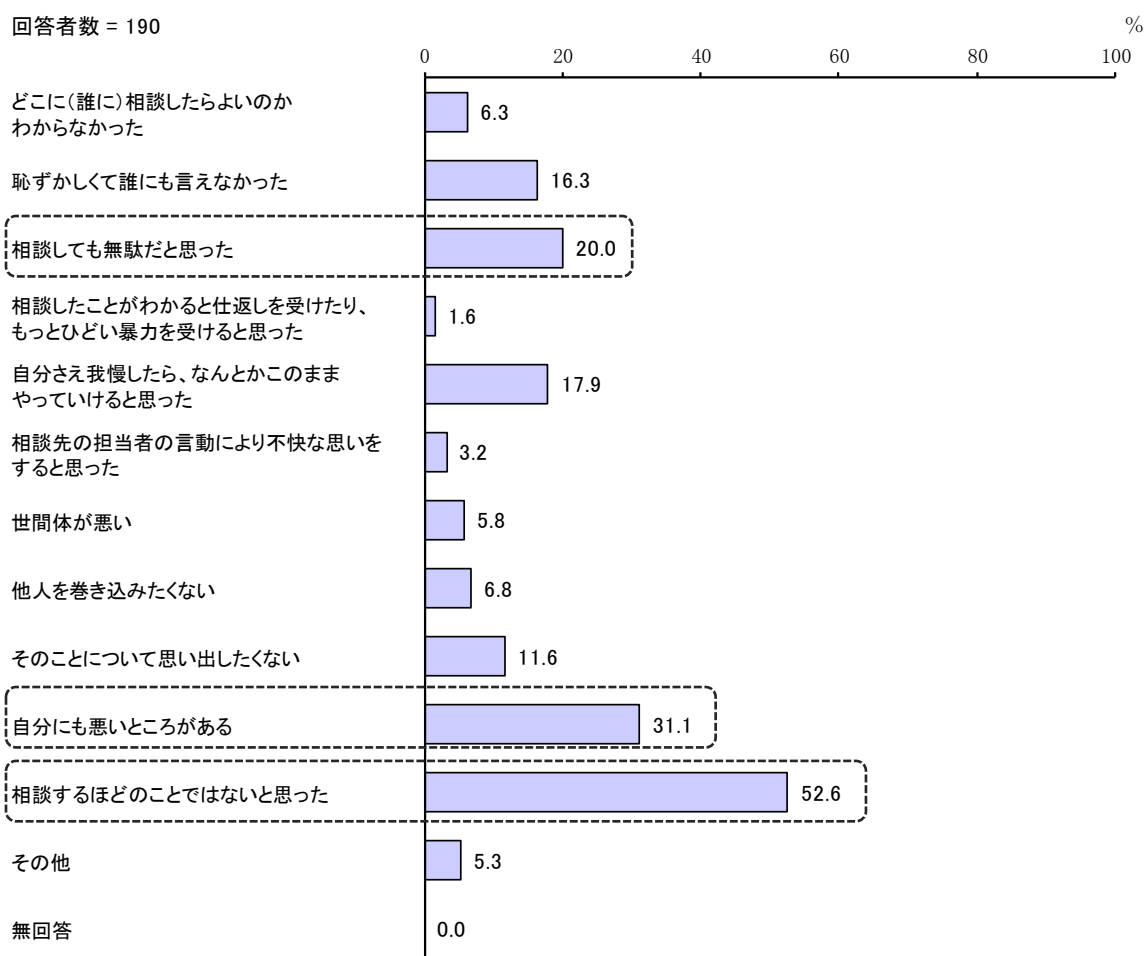
イ 被害後の対応について

何らかの暴力被害があった人の被害後の対応については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が50.8%（全国調査では、48.9%）と最も高く約5割が相談していない状況です。次いで、「友人・知人」への相談の割合が28.9%（全国調査では、26.2%）となっています。

被害者自身又は周囲の発見から、早期に専門機関の相談につながるための周知の工夫が求められます。

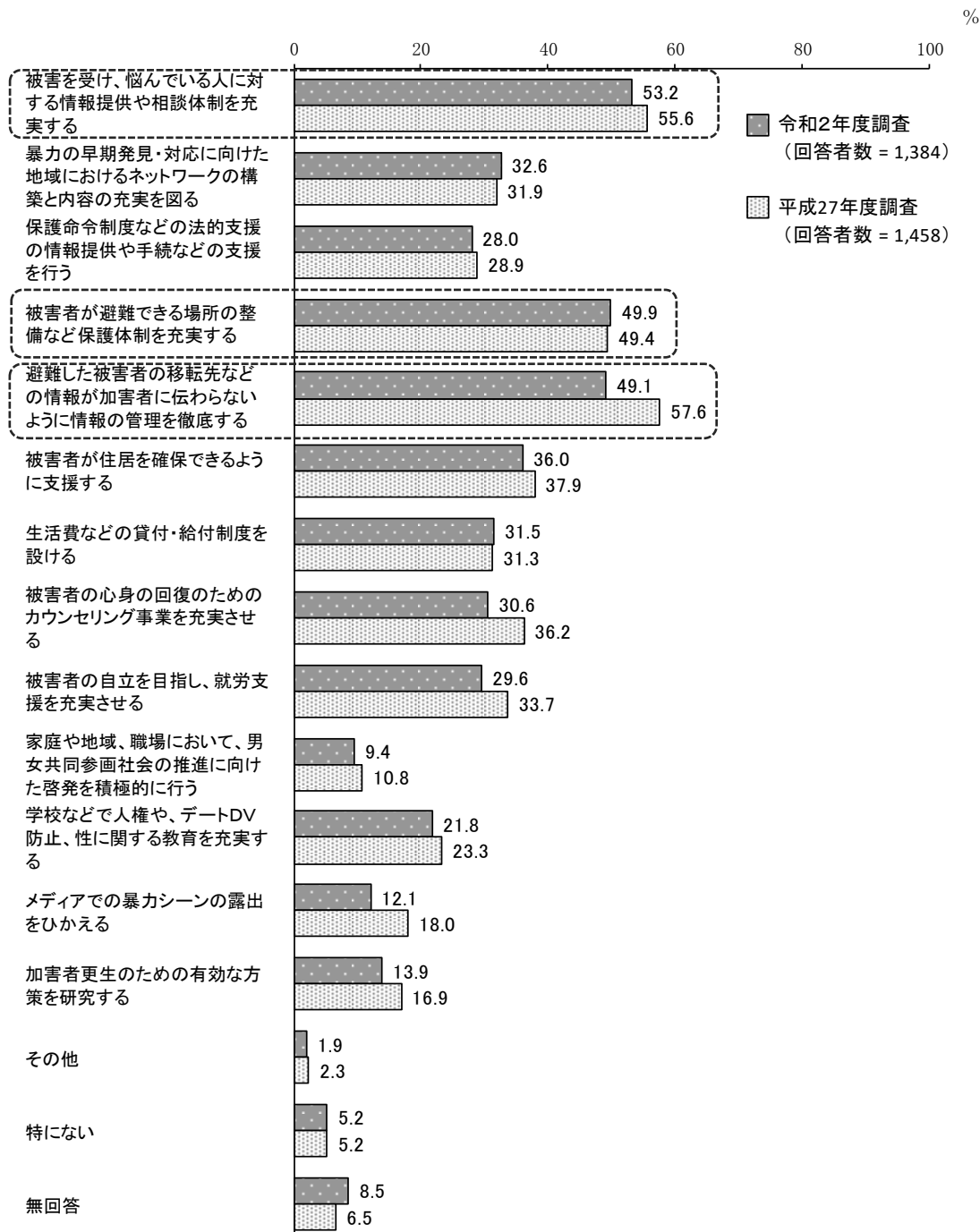


どこにも相談しなかった理由ですが、「相談するほどのことではないと思った」の割合が52.6%と最も高く、次いで「自分にも悪いところがある」の割合が31.1%、「相談しても無駄だと思った」の割合が20.0%となっています。



ウ 配偶者や交際相手などからの暴力の防止や被害者支援のための施策について

「被害を受け、悩んでいる人に対する情報提供や相談体制を充実する」の割合が53.2%と最も高く、次いで、「被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する」の割合が49.9%、「避難した被害者の移転先などの情報が加害者に伝わらないように情報の管理を徹底する」の割合が49.1%となっています。



(2) 相談等の状況

本市のDVに関する相談、支援措置の状況は次のとおりです。

【DVに関する相談状況】

表1 DVに関する相談件数（延べ）

相談種別	H31 年度 (2019 年度)	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
女性相談支援員 (DV相談室)	683	825	1062	812	966
母子・父子自立支援員	141	146	232	177	250
一般職員 (ケースワーカー等)	140	129	141	145	178
その他	86	56	42	26	37
合計	1,050	1,156	1,477	1,134	1,431

表2 DV相談室における相談件数・実人数

	H31 年度 (2019 年度)	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
総相談件数	738	872	1,093	899	1,043
DV相談	683	825	1,062	812	966
その他の相談	55	47	31	87	77
DV相談における 実人数（女性：人）	242	280	317	284	237
DV相談における 実人数（男性：人）	22	10	16	14	5

※その他の相談では、ストーカー・家庭問題・男女問題等の相談にも対応しています。

【支援措置の実施状況】

表3 DV相談室における各種支援措置件数

	H31 年度 (2019 年度)	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)
保護命令申立請求 に係る書面回答	3	0	1	1	3
住民基本台帳事務 における支援措置	79	87	90	82	82
DV被害者の保護・支援 に関する証明発行	32	57	57	46	69
その他	13	20	34	18	49
合計	127	164	182	147	203

※「その他」の支援措置は「医療保険等の事務に係る支援」、「年金加入記録等の秘密の保持支援」、「軽自動車検査情報保護請求証明書、情報提供事務に係る支援措置」、「登録事項等証明書の交付請求にかかる保護の支援措置（自家用車）」。臨時給付金等については、年度により制度の有無があるため、件数から除く。

(3) 第3期計画(令和2(2020)年度から令和6(2024)年度)における取組状況と課題

第3期計画では、4つの基本方針と17の基本目標に基づき、取組を進めてきました。

取組のうち、特に進んだものと課題の残ったものは下表のとおりです。

○取組のうち特に進んだもの ▲課題の残ったもの

基本方針	主な取組状況
基本方針Ⅰ 相談・発見・通報体制の充実	○ 男女共同参画センター開設による専門相談窓口の充実 ○ 市内公共施設等にDV相談案内カードの配布 ○ 職務関係者に対するDVについての研修実施による相談窓口、通報体制の充実・周知 ○ 困難事例に対応するための関係課との連携
1 相談体制の整備と充実・周知 2 早期発見・通報体制の充実	
基本方針Ⅱ 迅速で安全な保護体制の充実	○ 保護命令制度活用に関する情報提供・手続き等の支援 ○ 多様なニーズに応じた被害者の安全確保 ○ 被害者の情報保護・管理の徹底 ▲ 緊急時の医療対応や心理的ケア
3 保護命令等に関する情報提供及び手続等の支援 4 被害者の心身の安全の確保 5 被害者に関する情報の保護	
基本方針Ⅲ 自立支援体制の充実	○ 行政・司法手続きに係る相談員の同行支援や関係課関係機関と連携した安全確保 ○ 自立支援に必要な情報の提供及び関係部局間の情報共有 ○ 同伴児童の心のケア、保育・就学についての相談支援 ○ ステップハウス等の住居の確保に係る支援 ▲ 自助グループ、サポートグループ※活動支援
6 行政・司法手続きの際の安全の確保 7 住居の確保に向けた支援 8 生活の安定に向けた支援 9 心身の回復に向けた支援 10 就労に向けた支援 11 同伴児童等への支援	
基本方針Ⅳ DVを許さない社会づくり	○ DV防止セミナーの実施 ○ 市内教育機関におけるデートDV防止講座による若年層への啓発 ○ DV・デートDV防止の啓発パネル展や街頭啓発活動の実施 ▲ 地域における被害者支援・啓発活動の団体、グループ、個人に関する情報収集と人材育成 ○ 兵庫県主催の会議等でDVの事務取扱に係る協議、各種研修会への派遣を通じた広域的な情報共有 ○ 市民意識調査におけるDV実態調査の実施及び事業への反映 ▲ 企業等、民間事業者への啓発
12 市民への啓発の推進 13 学校等における教育・啓発の推進 14 被害者支援に係わる人材の育成と資質の向上 15 関係機関との連携推進 16 民間団体支援団体との連携・協働の推進 17 DVに関する調査研究の推進	

3 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」（第4期計画）の体系

◎は重点施策

基本方針	基本目標	施 策		
Ⅰ DV防止に向けた啓発・教育の推進	1. 市民への啓発の推進	◎	1	市民への啓発
		◎	2	企業、団体への啓発
	2. 学校等における教育・啓発の推進	◎	3	人権教育、性教育及び非暴力に向けての教育・啓発の推進
		◎	4	教職員等への研修の充実
Ⅱ 相談・発見・通報体制の充実	3. 相談体制の整備と充実・周知		5	配偶者暴力相談支援センター機能の充実
			6	障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実
			7	関係機関の協力による専門相談の充実
		◎	8	相談窓口の市民への周知
			9	当事者等からの苦情・意見処理体制の確立
	4. 早期発見・通報体制の充実	◎	10	通報等に即時対応する体制の充実
Ⅲ 迅速で安全な保護体制の充実	5. 当事者の心身の安全の確保	◎	12	迅速な安全確保体制の強化と多様なニーズに応じた保護体制の充実
			13	子ども・親族等の安全確保体制の強化
	6. 当事者に関する情報の保護		14	住民基本台帳の閲覧制限等の支援
		◎	15	関係部局による被害者等の情報管理の徹底
Ⅳ 支援体制の充実	7. 生活の安定に向けた支援	◎	16	当事者に必要な情報提供の充実と、関係機関による適切な支援
			17	住宅の確保に向けた支援
			18	生活用品提供支援への取組
	8. 心身の回復に向けた支援		19	公的機関、保健・医療機関との連携・継続的な心身のケアの充実
		◎	20	自助グループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援
	9. 就労に向けた支援		21	関係機関等との連携による就労支援の推進
			22	母子・父子自立のための支援制度の活用との連携と同伴児童の保育体制の充実
	10. 同伴児童等への支援		23	保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実
			24	子どもの心のケアに関する支援体制の充実
Ⅴ 推進体制の強化	11. 支援に関わる人材の育成と資質の向上	◎	25	相談員の技術向上及び支援体制の充実
			26	支援者の資質向上に向けた研修の実施
	12. 関係機関との連携推進		27	伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの充実
			28	広域関係機関との連携強化
	13. 民間支援団体等との連携・協働の推進		29	民間支援団体等との連携・協働の強化と充実
	14. DV防止に関する調査研究の推進		30	男女共同参画に関する意識調査でのDV調査の充実
		◎	31	国・県等のDV防止に関する情報の収集

第2部 基本方針と基本目標 及び施策の展開

1 基本目標及び施策の展開

【施策】のうち、◎は重点施策、文中※の語は27頁以降の資料①用語解説を参照

基本方針Ⅰ DV防止に向けた啓発・教育の推進

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力が発揮できる社会の実現が緊要であり、その実現に向けて様々な取組がなされているところです。一方で、現実には、配偶者や恋人といった親密な関係にある、又は過去にそういった関係にあった人々からの体や心に対する暴力行為が絶えません。DVの被害者の多くは女性であり、女性は日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することがあります。また、被害者が男性、障がい者、高齢者、外国人及び性的マイノリティ※の場合があること、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があります。このような状況を改善し、ジェンダー平等※の社会を実現するために、一人ひとりが、人権意識を高め、女性差別等の人権課題に気づき、市民への啓発を一層強化するとともに、学生等の若年層、企業及び団体に対し、DVや女性を取り巻く環境についての理解を深めるための啓発及び情報提供活動を推進します。

基本目標1. 市民への啓発の推進

現状と課題

「配偶者暴力防止法」の施行後、DVについての認知度は徐々に高まってはいますが、DVは家庭内の問題と捉える傾向や、その背景となっている固定的な性別役割分担意識※は、依然として強く残っています。家庭・地域・職場において、DV防止に関する一層の啓発が求められます。

今後も、更に市民の一人ひとりが人権意識を高め、DVを中心に様々な暴力や女性を取り巻く環境についての理解を深め、これら暴力や差別のすべてを許さず、認めないという強い意識を持つことができるよう、民間事業者等との連携を含め、きめ細かな広報やSNSの活用を含めて幅広い年齢層への啓発が求められます。

また、DVの被害者、加害者、傍観者にならないよう予防のための取組として、若年層に対し、可能な限り早く知ってもらうための啓発が重要です。幼少時から、しつけと称した暴力や面前DV等が生じている望ましくない環境から子どもたちを守り、デートDV※や将来のDV等の力の支配による人間関係をなくすことが必要です。

加えて、市民が、地域や職場において、DVに気づき、早期に被害者を関係機関等につなぐ等適切な対応ができるよう、DV防止に関する啓発をより一層推進することが必要です。

◎【施策1】市民への啓発	
1	DVについて理解し、被害者の相談機関への相談等を促すことができるよう、市民対象のDV防止セミナーを実施します。
2	広報やホームページ、人権啓発事業等の中で、DV防止に関する啓発をSNSの活用を含めて幅広く行うとともに、啓発リーフレットや相談案内カードの配置等を通じた情報提供の充実を更に進めます。
3	DVやデートDV※、虐待に関する図書や視聴覚資料の充実に努めるとともに、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間と連動した啓発事業を広く実施していきます。
4	非暴力プログラム※等を活用した、DV防止への理解や関心を深める教育・啓発を進めます。
5	保護者に対し、家庭内に暴力がある環境で育つことが子どもへの虐待であることの情報提供を行うとともに、自分の子どもを被害者にも加害者にもしないという視点からのデートDV※防止の啓発を広めていきます。

◎【施策2】企業、団体への啓発	
1	企業、各種機関、団体に適した、DV防止に関する啓発資料の収集、整備を進め、出前講座の実施をするとともに、DV防止に向けた啓発を連携して実施できるよう取り組みます。

基本目標2. 学校等における教育・啓発の推進

現状と課題

幼年期から成人に至るまでの人権教育は、人格の形成に大きな影響を与えると同時に、人権尊重の精神を育てるために欠くことできないものです。

本市では教職員、生徒、児童、園児を対象に、その教育活動の中で男女平等のあり方について学ぶ機会を設け、男女共生教育の推進を図っています。

今後、デートDV※や性犯罪・性暴力の予防も視野に入れながら、性教育や非暴力プログラム※の学習の推進を更に図るとともに、小グループでの参加型プログラムを実施する等、効果的な研修や指導のあり方について研究を進めることが大切です。

◎【施策3】人権教育、性教育及び非暴力に向けての教育・啓発の推進	
1	児童・生徒の発達段階に応じた男女平等観、男女共同参画の見方・考え方を形成し、自尊感情・自己肯定感を高める人権教育や児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進していきます。
2	男女共同参画センターや学校等において、デートDV※防止講座を実施する等、若年層へのDV・デートDV※やジェンダーや、対等な関係の築き方についての学びを通じて、デートDV※や性犯罪・性暴力について、考える機会の提供に取り組みます。

◎【施策4】教職員等への研修の充実	
1	学校・幼稚園の教職員、保育所等の職員を対象に、DV防止を含む人権研修や、被害者の安全対策・支援対策についての情報提供・情報交換の場の充実に取り組みます。

基本方針Ⅱ 相談・発見・通報体制の充実

DVは、家庭内をはじめ私的な空間で行われることが多く、潜在化しやすいため、暴力を含む被害が長期化・深刻化をする傾向があります。その被害を防ぐため、被害者が早期に適切な支援につながるよう、DV被害の相談体制を整え、早期発見、通報体制を充実することが重要です。また、支援を必要としながらも相談につながりにくい困難な問題を抱える女性が、適切な支援につながることできるよう体制整備に取り組みます。事案が複雑化する中で、当事者の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談・発見・通報体制の充実について、引き続き、取り組みます。

基本目標3. 相談体制の整備と充実・周知

現状と課題

被害者は加害者からの暴力によりその支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖により、被害について相談できないこともあります。また、加害者の支配下におかれているために、被害者自身の自尊心や精神的健康が損なわれていることが多く、性別に関わりなく安心して相談できる相談窓口が必要です。被害者や困難な問題を抱える女性が相談窓口につながれば、DV相談室を中心に、関係機関等への必要な連絡調整や、本人への情報提供をはじめとした専門的な支援が重要となってきます。障がい者・高齢者・外国人や性的マイノリティ※等に関わらず、どのような当事者にも相談機会が保障されるよう配慮した相談窓口の周知や相談方法の工夫等、新たな相談ニーズに対応できる体制の充実が必要です。

【施策5】配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
1	DV相談室について、専門知識を持つ女性相談支援員※等の配置による適切な助言や同行支援と、当事者にとって安全かつ安心して相談できる機能の充実に、取り組みます。
2	DV相談室と関係機関、広域ネットワークによる相互協力のもと、相談から自立までの総合的支援ができる体制の充実に、引き続き努めます。

【施策6】障がい者・高齢者・外国人・性的マイノリティ等に対する相談体制の整備と充実	
1	障がい者や高齢者からの相談について、手話通訳の確保等、相談者の状況に応じて、必要な支援を行うとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
2	外国語通訳を必要とする相談について、関係課や県、民間支援団体等との連携による対応を行います。
3	性的マイノリティ※とされる当事者からの相談に対応するため、相談員の研修機会の確保に、引き続き努めるとともに、関係機関と連携し、適切な相談先につながるよう、支援を行います。

【施策7】関係機関の協力による専門相談の充実	
1	当事者の多様な相談ニーズに対応できるよう、法律相談、女性のためのカウンセリング、男性相談等、専門相談の周知・充実に加えて、他の相談窓口との連携に取り組みます。
2	緊急時に迅速な医療や心理ケアが受けられるよう、引き続き、援助体制の情報収集を含め充実に努めます。

◎【施策8】相談窓口の市民への周知	
1	様々な媒体、メディア及び方法による相談窓口の周知や様々な機会をとらえて市民への相談窓口の周知を強化します。
2	障がいのある当事者や外国人の当事者が相談につながるための、相談窓口の周知に取り組みます。

【施策9】当事者等からの苦情・意見処理体制の確立	
1	不適切な対応に対する、当事者等からの苦情や意見について、当該苦情や意見を関係者・関係機関で共有し、適切かつ迅速な処理と今後の支援につながる体制の充実に取り組みます。

基本目標4. 早期発見・通報体制の充実

現状と課題

相談できなかった当事者が、早期に相談窓口につながるために、関係機関や市民への早期発見体制・通報事例等に関する情報の周知により、周囲の積極的な声かけ・通報を促すとともに、当事者からの問合せや関係機関からの通報を相談につなぐための連携の強化が必要です。特に、保健・医療、消防(救急)、福祉、学校等教育関係者は、日常の業務を行う中でDV被害や困難な問題を抱える女性に気づく可能性が高く、発見した場合は、当事者に適切な情報提供を行い、関係機関や警察等の支援につなぐ役割を果たすことが、早期発見やその後の相談支援に、大変重要です。

市は、これらの機関に対し、DV発見者による通報の義務や、当事者の相談、保護、自立支援策及びそれらの窓口等について、更なる周知を行っていきます。

【施策10】通報等に即時対応する体制の充実	
1	職務関係者が通報等に即時対応するための職務関係者の連携の強化や、通報等に即時対応するための体制の整備に引き続き取り組みます。
2	障がい者や高齢者に対するDVについて、伊丹市障害者虐待防止連絡会や高齢者虐待防止関係課との連携による、通報体制の充実に取り組みます。

◎【施策11】保健・医療関係者、救急隊員、福祉関係者、学校教育関係者等への早期発見と相談窓口、通報方法の周知	
1	保健・医療関係者、救急隊員、福祉関係者、学校教育関係者等に対し、当事者の早期発見、情報提供のあり方や通報方法等についての研修及び情報提供を定期的に実施します。

基本方針Ⅲ 迅速で安全な保護体制の充実

被害者の生命・身体の安全を守るためには、法的支援としての保護命令制度の活用、安全な避難場所の確保、緊急一時保護等が迅速に行われなければなりません。

また、当事者に関する情報については、関係部局や個人情報を取り扱うすべての機関において、常に「人命の危険に関わる情報を預かっている」との認識を持って、あらゆる場面における情報管理を徹底します。

基本目標5. 当事者の心身の安全の確保

現状と課題

現在、当事者の緊急時における安全確保として、県の一時保護施設への入所やそれに伴う同行支援等を行っています。また、開庁時と閉庁時における警察との役割分担を明確化し、土日曜を含む24時間体制の一時保護を実現しています。

対応が困難なケースについては、警察及び司法関係者等との連携を更に深め、支援に必要な情報の共有や、関係機関、民間シェルター※等との連携が求められます。

また、被害者の場合には、裁判所が加害者に対し被害者と子ども、親族等への接近禁止等を命じる保護命令※制度が、被害者等の生命又は身体の安全の確保に加えて、精神的な安全の確保にも有効な手段となります。これまで伊丹市や警察の相談窓口等でも、保護命令※制度の利用について情報提供や助言を実施しており、今後も保護命令※申立の書類作成も含めて支援を実施してまいります。伊丹市要保護児童対策地域協議会や、高齢者虐待防止関係者、伊丹市障害者虐待防止連絡会等、関係機関との連携を引き続き強める必要があります。

◎【施策12】迅速な安全確保体制の強化と多様なニーズに応じた保護体制の充実	
1	一時保護施設での保護が困難な場合、関係機関との連携による緊急一時的な避難場所の確保と情報提供に努めます。
2	多様なニーズに応じた、当事者の安全確保について、引き続き、県や他市町との広域連携、民間シェルター※との連携強化に取り組めます。
3	安全確保のための保護命令※制度を適切に利用できるよう、引き続き、制度利用に関する情報提供や、留意点の説明、申立書面作成の支援を更に充実させるとともに、裁判所への同行支援を行います。
4	安全かつ円滑な司法手続きのため、引き続き、警察・司法関係者との情報共有と連携を行います。また、法律相談や法テラス※の案内等の情報提供と申立の支援の強化に取り組めます。

【施策13】子ども・親族等の安全確保体制の強化	
1	伊丹市要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待防止関係者、伊丹市障害者虐待防止連絡会及びその関係課との連携による、子ども・親族の安全確保の強化に、引き続き取り組みます。
2	避難後も、関係機関や子どもの学校、幼稚園、保育所、児童くらぶ等との連携により、子どもの連れ去りや、なりすましによる情報漏洩等を防ぎ、周囲の安全確保に対応していきます。

基本目標6. 当事者に関する情報の保護

現状と課題

本市では、個人情報の保護に関する法律その他関連法令に基づき、個人情報を適正に管理しています。また、被害者に関する個人情報の保護のため、移転先が加害者に知られないよう、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を行っています。

被害者や困難な問題を抱える女性が新たな場所で安心して生活を始めるためには、関係部局が連携して、個人情報の安全管理にあたり、必要に応じ、本人の同意を得た上で、適切な情報の共有化を行うことも必要です。

税や国民健康保険等、住民基本台帳の情報を利用して行う事務においても、情報が流出することがないように慎重に取り扱う必要があります。個人情報を扱うすべての関係部局が、被害者の情報漏洩は、生命の危機を招く重大な事件につながる恐れがあるとの認識を持って、情報管理を徹底することが不可欠です。また、加害者による子どもの追跡や連れ去りの危険防止のため、保育所、幼稚園、児童くらぶ、学校における情報管理が必要です。

更に、災害時には避難者情報等から加害者に居所が追跡されることもあります。混乱時においても当事者が安心して過ごせるよう、避難時の情報管理を徹底する必要があります。

【施策14】住民基本台帳の閲覧制限等の支援	
1	住民基本台帳の閲覧制限等の適正な運用について、引き続き、研修等により職員への周知徹底を図るとともに、被害者からの支援の申出に対して、迅速かつ適切に対応します。

◎【施策15】関係部局による被害者等の情報管理の徹底	
1	住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う関係部局においても、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置対象の被害者と同伴者の情報について、引き続き、厳重な情報管理を行えるような条件整備を行うとともに、職員の周知徹底を図ります。
2	災害時の被害者の情報保護として、災害時、避難者登録カードや避難者名簿の掲示から加害者へ情報が伝わらないよう、作成の際の意思確認や情報保護の徹底に努めます。

基本方針Ⅳ 支援体制の充実

当事者が必要としている支援は多岐に渡り、1つの機関だけで対応することが困難なケースが多くあります。本市では、関係機関が連携して、支援を行うため、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを設置しています。また、手続き方法の分かりやすい説明、関係機関への同行、安全への配慮、置かれている状況等についての補足説明等、必要に応じた具体的な支援も行っていく必要があります。また、当事者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立するためには、住居の確保、養育費の確保も含めた経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育等、様々な関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

被害者の長期にわたる精神的負担の軽減を図るため、関係機関や民間支援団体と連携し、心のケアに関する支援や、被害者が安心できる居場所としての自助グループ※の立ち上げや活動の支援に引き続き取り組みます。

基本目標7. 生活の安定に向けた支援

現状と課題

生活費や医療費等の経済的な不安から、当事者の自立が困難な実態があるなか、経済的支援としては生活保護、状況によっては母子福祉資金の貸付や児童扶養手当の活用等が行われています。安定した生活を送るため、健康保険・国民年金の加入や司法手続きに関する情報提供や申請時の支援を行ってきました。

また、当事者の負担の軽減や転居先自治体でも必要な支援がスムーズに受けられるような連携を、各担当課や関係機関に働きかけていくとともに、手続きの円滑化・一元化を推進していくことが必要です。

支援に当たる職員は、当事者の人権を尊重し、本人に寄り添った支援が必要であることを理解し、支援を受ける権利があることを認識できるよう、そして安心して利用できるよう促すことが重要です。

さらには、当事者の生活再建の第一歩となる住居探しですが、頼れる身寄りや知人がいない被害者の場合、住居の確保、生活環境の整備は容易なことではありません。今後は、住居が確保できない当事者に対して、公営住宅、ステップハウス※及び母子生活支援施設※等、さらには、居住支援法人※等との連携など民間団体も含めた情報収集を通じて、当事者が住みたい住居の確保についてのより良い支援方法についても検討が必要です。

◎【施策16】当事者に必要な情報提供の充実と、関係機関による適切な支援	
1	生活保護、児童扶養手当、医療保険、国民年金の申請等、支援に必要な手続きの際に、母子生活支援施設※等の関係機関と連携し、状況に応じた同行支援や担当課職員の派遣、当事者の状況に配慮した対応を行います。
2	生活費等の貸付・給付制度、孤立状態の被害者への各種身元保証人の確保や養育費の確保・請求等について、県等関係機関と連携した方策の検討等、支援に必要な情報提供の充実に、引き続き取り組みます。

【施策17】住宅の確保に向けた支援	
1	当事者が安心して生活できる住宅確保について、関係課、民間団体と連携しながら、情報の収集・提供に取り組みます。
2	ステップハウス※や母子生活支援施設※等を活用し、施設や関係課と連携した支援の強化に取り組みます。

【施策18】生活用品提供支援への取組	
1	民間支援団体と協力し、市民、団体、企業から緊急の生活用品等の支援が得られるような働きかけやネットワークの構築に取り組みます。

基本目標8. 心身の回復に向けた支援

現状と課題

被害者は、信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、身体的・精神的な健康を損なっていることが多くあります。暴力を逃れるためにそれまでの人間関係を断つ必要に迫られる人も少なくありません。新たに生活を始めた地域でも、以前の親族や地域とのつながりを全て失った人もいます。

本市では被害者を含め当事者の心身の回復に向けて女性のためのカウンセリングや電話相談(女性・男性・セクシャルマイノリティ)などの相談・支援を行っています。また、医療機関でのカウンセリングを必要とする被害者には、実施機関等の情報提供を行えるよう情報収集に努めています。

今後は、当事者が一時保護後や、転居後の継続的なカウンセリングが受けられるように公的機関、保健・医療機関等の専門機関や民間支援団体との連携による支援体制の構築を、更に進める必要があります。

被害者や、被害の体験者が集まり、悩みや感情を共有し、お互いに支え合う自助グループ※も、被害者の精神的回復に効果的です。引き続き関係機関が協力・連携しながら被害者の心身の回復に向けた支援に取り組む必要があります。

【施策19】公的機関、保健・医療機関との連携・継続的な心身のケアの充実	
1	公的機関、保健・医療機関との連携を深め、暴力による精神的ダメージや自己肯定感回復のための継続的な心理的ケアを行える体制の充実に、引き続き取り組みます。
2	医学的なカウンセリングが必要と思われる被害者には、医療機関の情報提供を行えるよう情報収集に取り組みます。

◎【施策20】自助グループの活動支援と安心できる居場所づくりのための支援	
1	民間支援団体や男女共同参画センター等と連携し、グループカウンセリング、親子関係の修復を含めた親子の心の回復プログラム及び自助グループを含む、当事者の心理的回復のための事業を実施します。
2	関係機関や民間支援団体、民生委員・児童委員、学校関係者等と連携し、男女共同参画センターやこども食堂等を通じて、当事者と同伴児童が安心できる居場所づくりの支援に取り組めます。

基本目標9. 就労に向けた支援

現状と課題

当事者の自立を支援する上で、生活再建の要となる就労支援は極めて重要です。避難先のため住民票の記載がなされていないことや、心身の回復が十分でない等の状況での就職活動は難しく、一層の支援が必要です。

「伊丹市くらし・相談サポートセンター」による生活困窮者自立支援制度等の活用や、公共職業安定所との連携により、被害者の状況に応じた助言や職業訓練、男女共同参画センター等で行われる就労支援事業の情報提供を行うなどの就労支援が必要です。

また、子どものいる当事者については、母子・父子自立のための支援制度の活用を積極的に推進するとともに、保育体制の充実を図る必要があります。

【施策21】関係機関等との連携による就労支援の推進	
1	生活困窮者支援制度担当課や公共職業安定所、男女共同参画センター等との連携により、状況に応じた助言や職業訓練制度の情報提供等、きめ細かな就労支援の推進に取り組みます。

【施策22】母子・父子自立のための支援制度の活用の推進と同伴児童の保育体制の充実	
1	関係課と連携し、ひとり親家庭の就業相談、母子及び父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭自立支援給付事業等の活用の推進に、引き続き取り組みます。
2	就労支援の一環として、同伴児童の保育所や児童くらぶ等の入所手続きの支援について、引き続き取り組みます。

基本目標10. 同伴児童等への支援

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」において、被害者への暴力の目撃等、子どもへの心理的外傷を与える行為は虐待にあたることが明記されています。被害者の支援にあたり、同伴する子どもの心のケアや保育、就学は大変重要な課題です。

相談にあたっては、保育所の入所及び小・中学校の転校手続きが可能であること、定期健診や予

防接種も受けられること等、子どもの健やかな成長に必要な情報を提供しています。

DVは子どもにも様々な心身の症状を引き起こすことがあるため、継続的な心のケアが必要となる場合もあります。学校等と連携し、校内に配置されたスクールカウンセラーによる校内相談の活用のほか、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、保健・医療機関との連携が必要です。

【施策23】保育・就学等の行政サービスに関する支援体制の充実	
1	母子保健サービス、子育て支援サービス、就学等が可能な支援体制の充実に引き続き努めます。

【施策24】子どもの心のケアに関する支援体制の充実	
1	子どもの心のケアについて、学校での教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内相談体制の充実と継続的なサポート体制の充実に、引き続き取り組みます。
2	伊丹市要保護児童対策地域協議会、児童相談所、福祉事務所、保健・医療機関等、関係機関と連携し、子どもの心のケアや成育環境を整えるための継続的な支援を、引き続き行います。

基本方針Ⅴ 推進体制の強化

基本目標11. 支援に関わる人材の育成と資質の向上

現状と課題

当事者の相談・保護等の支援に当たる職務関係者は、本人の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をした対応をしなければなりません。これまで国・県等が主催する、職務関係者や相談員らを対象としたDV防止に関する研修への参加や、関係機関の構成員等を対象に研修を実施し、適切な支援や二次的被害※の防止等に努めてきました。

今後も、相談員はもちろん、施設職員、民間支援団体等、様々な機関、団体の職員を含む支援者を対象に、知識や技術の習得の機会をさらに設ける必要があります。また、これら相談に関わる職員を孤立させない安全な職場体制があることを前提に職員のバーンアウト(燃え尽き)※や代理受傷※等の心身の健康被害への配慮や相談員の雇用条件の改善も含めた就労環境の充実も視野に入れながら、人材の育成と資質の向上を図る必要があります。

◎【施策25】相談員の技術向上及び支援体制の充実	
1	相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク※能力を高めるため、研修派遣の機会の確保に努めます。
2	相談員等のバーンアウト(燃え尽き)※状態や代理受傷※を防止するため、引き続き、県の「こころのケアセンター」等での研修派遣の機会の確保に努めます。
3	相談員の相談支援について、第三者から必要に応じて助言等を受けられる体制の充実に取り組みます。

【施策26】支援者の資質向上に向けた研修の実施	
1	伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの構成員をはじめ、保健、医療、救急、学校等の関係職員に対し、DVや二次的被害※防止を含む被害者対応において配慮すべき点、加害者の特性や対応の留意点等についての研修の実施を、引き続き行います。

基本目標12. 関係機関との連携推進

現状と課題

当事者の保護及び支援を円滑に実施するためには、支援に関わる専門知識を有する関係機関、民間団体が共通認識を持ち、加害者等と同居中からも行われる相談や保護、別居してからの自立支援などそれぞれの段階において、当事者の置かれている状況に応じて、緊密に連携し取組を進める必要があります。

「伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク」では、法令等の改正や国の基本方針、啓発事業等の情報交換や協議を通じて情報の共有化を図るとともに、職務関係者が共通認識の下で適切な対応ができ

るように、DV防止対策に加えて困難な問題を抱える女性への支援に関する協力・連携体制の強化を図ることが重要です。

今後も、更にネットワークを充実させ、構成員の拡充や取組の強化を図る一方、市内のみならず、県や他市等も含めた広域連携体制の構築を目指した調整を図る必要があります。また、国、県等のDV対策に関する情報収集を積極的に行い、施策の方向性の確認を行っていくことが大切です。

【施策27】伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの充実	
1	伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク会議を開催し、関係機関において、事例検討・課題の研究・対応していく体制を、充実・強化していきます。

【施策28】広域関係機関との連携強化	
1	当事者の一時保護施策や自立支援策の充実のため、広域的な連携・支援が円滑に行えるよう、県との情報共有等、広域関係機関との連携強化に努めます。

基本目標13. 民間支援団体等との連携・協働の推進

現状と課題

民間支援団体は、当事者の相談や保護、自立に向けた支援、啓発や実態調査等について先行した活動を展開してきました。現在も、多くの民間支援団体が、被害者の視点に立った活動で自立を支えています。

DVの防止を含む当事者の自立支援対策を推進し、個々の事情に応じたきめ細かな対応を確保するためには、行政がその役割を果たすとともに、これらの民間支援団体や福祉の実践を担う地域団体との連携と協働が不可欠といえます。

本市では、これまでも相談事業として、民間支援団体のノウハウや専門技術を活用してきましたが、今後は更に多くの場面で連携を強化することが必要です。また、多様な支援のニーズに対応するためには、行政と民間が相互に補完し合えるよう、支援体制の構築が求められます。

【施策29】民間支援団体等との連携・協働の強化と充実	
1	民間支援団体の専門的知見を活用した研修会の実施、被害者の支援と啓発活動に取り組む団体等について、情報収集や地域における人材育成など連携の強化に努めます。
2	柔軟で機動的な当事者への支援を行うための民間支援団体の活動について、情報収集や県等への働きかけに取り組めます。

基本目標14. DV防止に関する調査研究の推進

現状と課題

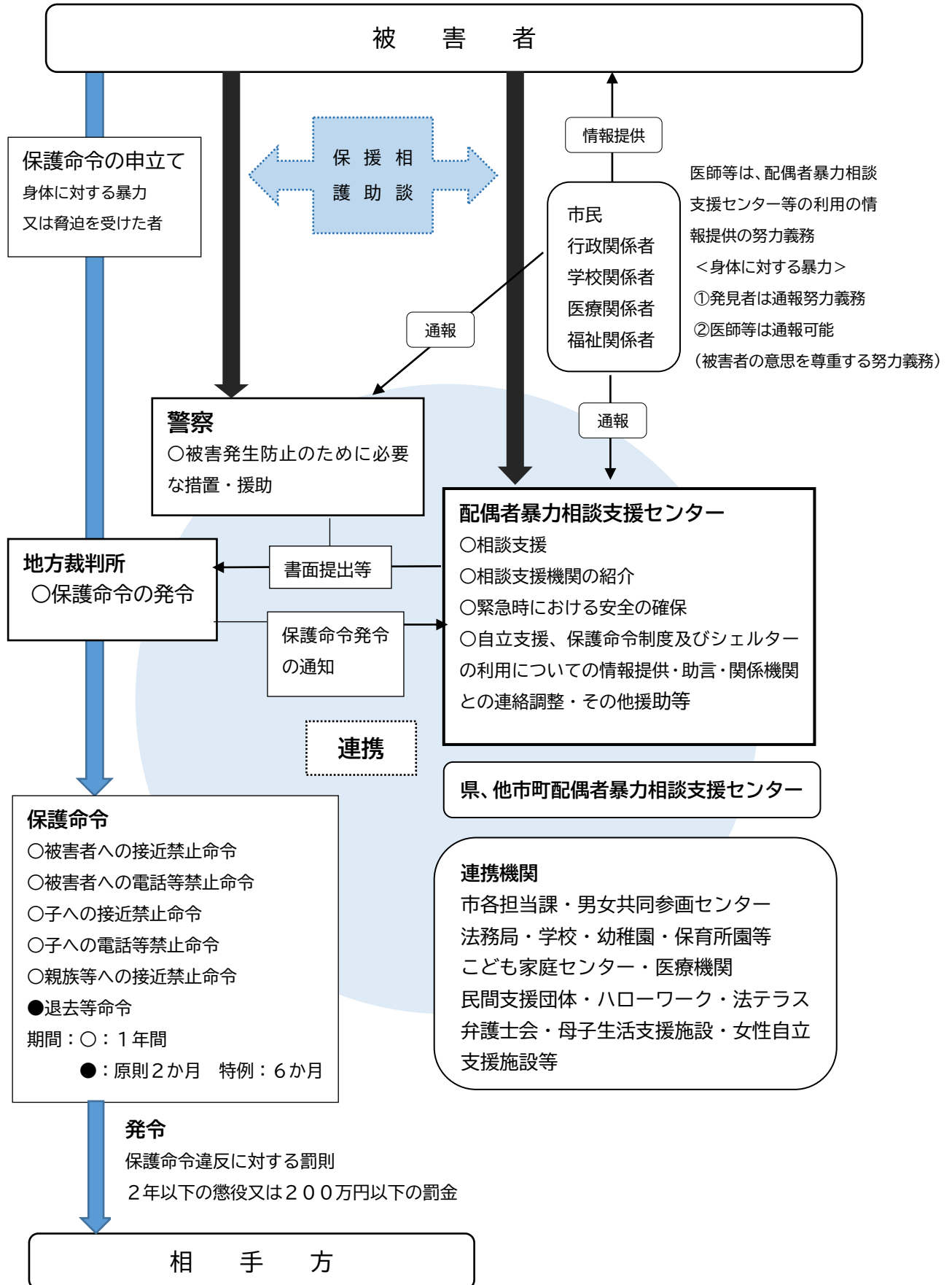
本市では、「男女共同参画に関する市民意識調査」において、DVに関する調査を実施してきました。DV被害の実態調査や個別の事例検討から、複雑化するDVの実態や困難な問題を抱える女性への支援状況について、関係課の役割の確認、当事者の状況に応じた支援モデルの検討を引き続き実施します。

また、面会交流※や加害者更生等のための施策は、重要な施策の一つであり、国や県等の動向について積極的に情報収集を行い、被害者や子どもへの影響と、よりよい支援のあり方を検討する必要があります。

【施策30】男女共同参画に関する意識調査でのDV調査の充実	
1	男女共同参画に関する市民意識調査で、DV防止に必要な調査を計画的に行います。
2	国や民間支援団体等が実施する調査結果や、被害者・支援者への聞き取り調査により、被害の実態や施策が抱える課題の把握、今後の施策への反映に、引き続き取り組み、DVを防ぐための課題を検討します。

◎【施策31】国・県等のDV防止に関する情報の収集	
1	身の安全が保証される面会場所の設置や民間の面会交流※支援等について、県、関係機関及び民間団体と連携し、安全・安心な面会交流※の実現に向けての方法を検討していきます。
2	国等による加害者更生のための施策の検討状況や動向を把握し、加害者更生プログラム※の情報収集により、今後の支援の検討にいかします。
3	条約・法令の改正等に伴う諸課題について、国、他自治体や民間団体の動向等、情報収集するとともに改正等に応じた支援の充実に取り組みます。

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】



2 資料編

資料① 用語解説(50音順)

用語	解説
か 行	加害者更生プログラム 自分のDV行動に気づき、暴力を使わない関係性のあり方を学ぶためのプログラム。
	居住支援法人 住宅確保要配慮者居住支援法人といい、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。
	固定的な性別役割分担の意識 男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。
さ 行	サポートグループ 同じ悩みをもつ人間同士が集まって、お互いに支え合い、それぞれの問題解決を図り、健康を取り戻し、維持することを目的とするグループ的相談。
	ジェンダー平等 ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)による、性差別、性別による固定的性別役割分担、偏見等をなくし、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができること。
	自助グループ 同様の困難や問題、悩みを抱えている当事者同士が、支え合い回復を目指す集団。
	女性相談支援員 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、本人の立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事するコーディネート機能を有する職員。配偶者暴力防止法により、配偶者等からの暴力の被害者の相談に応じ、必要な指導を行うこともできる。
	ステップハウス 一時入居住宅のこと。自立意欲がありながら住まいを確保できない当事者に対し、恒久住宅へ移行するまで一時的に住む住宅。
	性的マイノリティ(性的指向と性自認) 性は多様であり、身体の性(生物学的な性)、心の性(性自認)、社会的な性、恋愛対象(性的指向)等様々であるが、身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象(性的指向)が異性であるという人が多数者であることにに対し、そうではない人々は、性的マイノリティ(性的少数者、セクシュアルマイノリティ)とされている。
	ソーシャルワーク さまざまな社会福祉制度・政策上において専門的な技術・知識を相互活用し、クライアントを援助するための技術。
た 行	代理受傷 支援者が被害者から深刻な被害状況等を数多く聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。
	デートDV 親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起きるDVのこと。
な 行	二次的被害 配偶者等からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者等の不適切な対応により、さらに傷つくこと。

は 行	バーンアウト	心身のエネルギーが尽き果てること。職務に没頭していた人が慢性的で絶え間ないストレスが持続すると、意欲をなくし、社会的に機能しなくなってしまう症状。
	非暴力プログラム	対人関係において、危機的な状況が発生しても暴力を用いず、かつ相手にも暴力を使わずに問題解決を図ることができる力を身につけるプログラム。
	法テラス	法律による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現するため、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人「日本司法支援センター」の通称。
	保護命令	配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力等により、その生命・心身に対する重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者の申立てにより、配偶者等に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の同居の子への電話等禁止命令、(5)被害者の親族等への接近禁止命令、(6)退去等命令、の6つの類型がある。また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者についても保護命令の制度の対象となる。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設。
ま 行	民間シェルター	民間団体によって運営される被害者が一時的に避難できる施設。被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。
	面会交流	離婚後または別居中に子どもを養育、監護していない方の親が子どもと面会等を行うこと。

資料② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受

ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以

下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的

又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(女性相談支援員による相談等)
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
(女性自立支援施設における保護)
 - 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
(協議会)
 - 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。
 - 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
 - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保

護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力

相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項にお

いて同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。
- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項

を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又

は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す

場合について準用する。

- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し

口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記	当該書面

	録	
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する

第二百六十一 条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ
----------------	-----------------	---------------

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要

する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配	特定関係者又は特定関

	偶者であった者	係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

資料③ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目な

く実施されるようにすること。

- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとす

る。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員

若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援

し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調

整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずるこ

とにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三條 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則は省略

令和五年厚生労働省令第三十七号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第七項及び第十三条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

二 同居する者等であって、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合

三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二

年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合

四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合

五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

六 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合

七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合

（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第二条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行及び相談窓口の設置その他法第二条に規定する困難な問題を抱える女性を支援する適切な方法とする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

〔 問い合わせ 〕

伊丹市 市民自治部 共生推進室
男女共同参画課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL 072-784-8146

FAX 072-780-3519

E-mail danjosankaku@city.itami.lg.jp

6市120-1-072A4